

【 手術 】

603 輸血時ルート確保に対する生理食塩液の算定について

《令和7年6月30日》

○ 取扱い

輸血時のルート確保に対する薬効分類 3311 生理食塩液の算定は、原則として認められる。

なお、使用量は原則として 100mL まで認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

輸血を行う場合、他の薬剤の混入防止目的による洗浄やルートの不具合を確認するため当該医薬品の使用が必要と考えられる。また、その際の使用量は、使用目的より 100mL までが妥当と考えられる。

以上のことから、輸血時のルート確保に対する生理食塩液の算定は原則として認められ、また、その際の使用量は、原則として 100mL まで認められると判断した。